

民生福祉常任委員会会議記録

1. 日 時	令和3年9月8日
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	向井千尋委員長、上田英樹副委員長、前田えり子委員、河南克典委員、小島政行委員、森本富夫議長
4. 欠席議員	なし
5. 市部局	環境みらい部 企画総務部
6. 会議に付した事件	議案第48号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例 議案第49号 丹波篠山市環境保全条例の一部を改正する条例
7. 議事の経過	<p>13:40</p> <p>向井委員長 挨拶 向井委員長 開議宣告</p> <p>開議</p> <p>日程第1 議案第48号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例</p> <p>■環境みらい部長より挨拶の後、担当課長より議案書に基づき説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑応答等＞</p> <p>小島委員 : 基金の設置の方向性を考えていましたら教えてください。</p> <p>環境みらい部 : 今のところ生物多様性のハード事業ではなくてソフト事業で使いたいと考えています。おおよそ年に200万円程度使用し10年間ほどの間で事業に取り組んでいきたいとは考えています。例えば、現在の生物多様性補助金の財源の充当などです。また6月に寄附金をいただいたばかりですので、具体的な施策はこれから考えさせていただきますが、令和4年度以降に1回実施したら終わってしまうようなソフト事業ではなく、例えばデータが積み上がっていくとか、事業が広がっていくといったものと考えさせていただき、当初予算のときには御提案をさせていただきたいと考えております。</p> <p>小島委員 : 寄附いただいた方の思いなどは、担当として把握されていますか。</p> <p>環境みらい部 : 私が直接御本人からお伺いしたわけではないのですが、市に寄せ</p>

られた御本人からの御意向としては、子どもの頃によく生き物をとって遊んだ中で、子どもなのでたくさん生き物を殺してしまったというので、そういうちょっと罪滅ぼしもあって、生き物を大切にしてもらえそうな使い方をしていただけたらありがたいというお話を聞いておりました。市としてすぐに思い浮かんだのは、地域整備課がしているふるさとの川再生事業で魚道を付けたりとか、魚に配慮したような取組をしているんですけども、工事費に使ってしまうと 2,000 万円というのはあっという間に終わってしましまして、御意向にちょっとそぐわないのかなと思っています。そういった趣旨からハード事業ではなくソフト事業で、かつ 200 万円ずつぐらいを使って 10 年ぐらいをかけて生き物が住みやすい場所をつくったり、そのために資する事業、そういったものを少し考えたいと思っています。

小島委員 : なかなか見えるような事業というものは、それこそ今説明されたように、ふるさとの川もつくったけれど、その後どうなってるのかなというのもあったりします。ですから、ぜひそういうイメージで子どもが関わって丹波篠山の自然を感じるような、そういう思いが持てるようなソフト事業がいいかなと思いますのでよろしく願いいたします。

上田副委員長 : 谷田さんも子どもの頃という思いが強いということがありますので、教育委員会とか学校の連携とか、そういうものも視野に入れられたらどうかと思っていますが、その辺はどうでしょうか。

環境みらい部 : 学校教育との連携というのも欠かせないものだと思います。昨年度、教育委員会と少し意見交換をする中で、学校での環境学習というのは市内全部の小学校で実施されているということがわかりました。学校教育の中での環境学習というのは実施率 100%ということがわかったので、次は地域の中で、いわゆる生涯学習の部分ですけども、地域の人たちと一緒に、地域の中で環境活動に取り組む、そういったものが少し手薄なのでそこが大事なかなと思います。その次に子どもたちが教育とかそういうイベント以外に、自主的に子どもたちが遊びに行くような場所だったり、気持ちだったり、そういったものを次の段階では育てていかなければいけないという 3 段階に今考えておまして、この基金をうまく使いまして、二つ目、三つ目のところを重点的にやっていけたらと思っています。

河南委員 : この用途については目的を達成するために必要な財源に充てると漠然と書いてあるんですけど、今説明されたように 2,000 万円をあちこちにばらまいても、結果的にどうなったのか分からなくなるようなことも考えられるので、教育委員会との活動もいいんですが、この方の寄付でこれが残ったというもの、小さいことでいいので、例えば小川を

をつくって、これはあの人の寄付で環境に対して出来たというような残るものに取り組む必要があるのではないかと思います。こういう目的の基金なので、その辺も十分検討してやっていただきたい。

環境みらい部：おっしゃっていただきましたように、やはり谷田さんのご意向に沿いながら、何か足跡が残せたら、私たちと同じ役所の大先輩でもございますので、そういう気持ちを心に置いて取り組んでいきたいと思ひます。

日程第2 議案第49号 丹波篠山市環境保全条例の一部を改正する条例

■担当課長より議案書に基づき説明

<主な質疑応答等>

河南委員：基本的なことで、養鶏業者とでしたかと市との間で今、係争関係にある案件があったかと思うんですけども、今回、この条例を整備することによって、係争中の案件へ何か影響を及ぼすようなことがあるのかどうかお伺いします。

企画総務部：現在、ある養鶏業者と神戸地方裁判所で2件の訴訟等が係属しております。この2件の訴訟等につきましては、いずれの事件も令和2年11月18日付けの行政処分を争うものです。いずれも基本的には行政処分の取消しとその執行停止というところが争点となっています。基本的にそういった訴訟の案件については、行政処分が行われた時点を基準時として適法性あるいは違法性の判断が行われます。仮に今回の本件条例の一部改正が行われた場合、新たな勧告、行政処分を行っていくこととなります。よって、現在、係争事案になっている令和2年11月18日付けの行政処分を前提に進めるものではありませんので、今後の条例の一部改正が令和2年11月18日付けの丹波篠山市が養鶏業者にした行政処分に影響を与えるものではないと考えております。

上田副委員長：昨日の本会議で市長が総括的な質問に対して答弁され、今回の条例改正は畜産農家にも説明して賛同もいただいとるというようなことを言われました。先ほど課長の説明であったとおり8月19日の議員全員協議会ではパブリックコメントと、住民説明会の内容をお聞かせいただいたんですけども、畜産農家への説明会のときに出された畜産農家からの御意見を教えていただければと思います。

環境みらい部：これは関係者説明会という形で設置届を提出されている21の畜産

農家さんに対して通知を差し上げまして、去る7月8日に開催をさせていただきます。牛、豚などに餌をやる時間帯とも重なったりして全員の御出席をいただいておりますので、8名の出席ではございました。その中で市から改正趣旨を説明させていただき、市長からも説明を行い、関係者から御意見をいただいております。5件の御意見が出ました。それを御報告させていただきます。

1点目に、牛を飼われている方から、市として条例改正をそこまでする必要があるのかと正直思ったが、この改正は今後、畜産振興のために仕方ないと感じている。またこれからの畜産業を継続、施設の拡大をしていく方には、やりやすくなっていくような気がして、これを機に良い形で少し道が開けたと感じている。地域と畜産農家の互いが理解し合える形になってほしいという、かなり前向きな意見が出されました。

そのあと別の牛を飼われている方から、パブリックコメントの中で理不尽な意見や、道徳的に考えておかしいという市民の声があればどうするのか、それも全て受けるのか、という御意見がありました。これには市長がお答えしました。私のほうで議事録をとったものをそのまま報告させていただきます。畜産業をしていて臭いを全く出さないということは無理であろうと思います。しかし、その中で地域住民と良好な関係を保ち共存しておられる農家もたくさんおられるので、そういった理不尽な意見等については除外はしないけれども、重要視して吸い上げるということはず、畜産振興を市としてしっかりしていくという回答をさせていただきます。

3点目が、行政代執行した場合の費用はどうなるのかということで、費用が発生すれば一旦市で立替えて、その後、事業者に請求しますと回答させていただきます。

4点目に、7月8日は農都創造部の農都政策課長、係長等にも同席いただいております。農都創造部の方と共同堆肥舎のことについて、もう一度考えてくれないかというやりとりがありました。そこについては申し訳ございませんが、詳しく議事録をとっておりませんので、そういう御意見が出たということをお知らせします。

最後に5点目としては、小規模の無農薬農家を始めたい、少数の家畜を使用し自給自足農業を考えているが支援をお願いしたいという内容で、これも農都創造部に対しての御意見でしたので、県と調整して支援できることがあればさせていただくということでした。

上田副委員長 : 先ほどの畜産農家さんの意見で行政代執行等の意見も出ていましたが、丹波篠山市の条例では、危険空き家等が行政代執行で可能にな

るというふうな条例があると思います。それにつきましては、人命の尊さとか、相当危険であるというところで行政代執行による撤去が謳われているのかなと私は思っています。今回の環境保全条例については、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保、そして生活環境の破壊を防止するということが、本条例の目的になっていますけれども、こういう目的でも行政代執行を条例で定めることが可能なんでしょうか、その辺をお聞かせいただけたらと思います。

企画総務部

：一般論から言えば、まず条例で行政代執行を定めることができるのかということになります。これは地方自治法第 14 条第 1 項、第 2 項において、条例でも行政代執行を定めることができると定められておりますので、条例で行政代執行を規定するという自体は、一般論として可能となっております。これについては昭和 26 年 10 月 23 日付けの福岡県議会事務局長宛の自治庁から行政課長回答が出ておりまして、条例においても行政代執行がすることができるという回答となっております。

続きまして、空き家等との比較において、生命身体が関わる部分と生活環境の部分で異なるのかという趣旨の質問ですが、これにつきましては、環境保全条例の中で、既に第 16 条の 4 に除去の代行という代執行と同様の規定を設けております。もちろん生命身体と生活環境を比較することがどうかというところはありますが、当然、生活環境を侵害されている方にとっては、それが長年続けば健康にも影響を与えることは当然ありますし、精神面でも影響はありますので、生活環境が侵害されることが、生命身体に影響がないとは言えないのではないかと思います。それはもちろん程度にもよるとは思いますが、これまで公害問題がたくさん起こってきた中で、当然、生命身体に影響がある事案はたくさんありますので、そういった面では生活環境の侵害に対して代執行という形をとること自体は問題ないと考えております。

それからもう一つ強調させていただきたいのは、今回の条例改正では相当厳格な手続をとっております。どのように厳格な手続をとっているのかご説明しますと、これまでの改善命令は環境保全条例第 33 条第 1 項第 1 号から第 5 号のいずれかに該当すれば発出することができるかと規定されておりました。

他方、今般、新たに設ける第 33 条 2 項の撤去命令、事業の停止等は、事業者に対しての不利益が大きいのではないのかという懸念がありますので、第 1 項の通常の改善命令に加えて、法令で定める規制

基準に適合していない場合に限定しています。

つまり改正案第 33 条第 1 項第 1 号から第 4 号までは本件環境保全条例に違反していますので条例違反が認められる場合に改善命令が発出できます。

さらに改正案第 33 条第 1 項第 5 号につきましては、生活環境を著しく侵害していると認められる場合にも発令することができ、主観面で判断され、形式的に客観的に一律で判断できるものではない場合もありますので要件を追加しています。

今般、このような撤去命令等事業者にとって不利益が大きいものには、一つ目の要件として客観的に法令に違反しているということがまず前提要件になります。

二つ目の要件は、法令違反を前提としながら行政の恣意的な運用がなされないように、生活環境の侵害等について第三者機関である環境審議会の意見を聞かなければならないとしています。

三つ目の要件として、生活環境を著しく侵害しているかどうかについては、改正案第 33 条第 2 項の撤去命令等をするときには客観的な法令違反ということが必ず要件となります。法令違反がある場合違反の内容、違反の件数、違反の程度、違反の期間、そして違反に対する改善状況等を勘案してある程度客観的に生活環境を著しく侵害しているかどうかについて法令違反の観点と第三者機関である環境審議会の双方からの観点で、生活環境が著しく侵害しているかどうかを判断するとなっております。

さらに、仮の話になりますが、行政代執行をするということになった場合には、本件条例だけではなく行政代執行法に基づいて代執行を行うとしています。行政代執行法に記載されていることですが、あえて確認的に本件条例改正案の第 33 条の 3 で「命令を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限定しています。

このように、改正案第 33 条第 2 項の撤去命令等の改善命令を行うまでには、相当厳格な手続をとった後、さらに行政代執行の手続でも厳格な手続を定めているので、事業者に対する不利益を十分に配慮して、客観的な法令違反を前提として相当な場合でなければ代執行は出来ないという条例にしております。今言われた生命身体に対するものと生活環境の侵害に対するものと単純に比較は出来ませんが、生活環境の侵害によって健康被害等を生じることがありますので、そういった場合には、説明させて頂いたような厳格な手続の上

で、行政代執行も実施し、本件条例の趣旨や実効性を確保していくということで条例改正を提案させていただいています。

小島委員

: 昨日の本会議場で、条例改正をせざるを得ない事案が発生しているのかというふうに市長に尋ねました。市長からは氏名を公表している業者への適用ということも考える。そしてまた、これからもこのような悪質な事案が先に出てくることに対しても対処するための改正である。その業者には6月に兵庫県から原状回復の農地法による勧告が出されていて、令和4年12月11日を期限に原状回復が難しいと判断したときは、直ちに予告なく命令を行うことがあるとし、そのほかとして、事業者の行為は刑事罰として処罰されると明記されているということも、この事案の悪質さをあらわしている、という市長からの発言もありました。また、このような業者が丹波篠山市で活動されることは望ましいことではない。他の畜産農家は地域と良好な関係で、畜産業の振興に取り組まれている。畜産農家さんには今回の条例改正には賛同をいただいている。本来、良好な関係を守っていただけたら氏名公表とか代執行に至ることはない。今回のような事業者のように周辺の住民の方に耳を傾けることなく、市の勧告命令に従うこともなく、今回のような代執行を含む条例改正も必要と考えるという回答をいただきました。

そこで今回、代執行を含めた内容の条例改正を上程をされており、今回のこの案件は代執行に該当するかなと受け止めております。例えば今回のこれが代執行に該当するとなれば、それは可決されてからの話になりますが、どれくらいの期間で代執行までいけるのか。今、法務専務員からいろいろと順番を経るための期間が必要と聞きましたけども、一つは昨日の市長の話では令和4年12月11日が県からの期限になっていますが、それと並行したような運びができるのか、その辺りお聞きします。

企画総務部

: 兵庫県が令和4年12月11日までに農地を原状に戻しなさいという勧告をしています。もちろん兵庫県がその定めた期限に先立って原状回復命令をするということもあり得ると思いますが、仮にこの期限まで勧告どおり待つということになれば、市としましても兵庫県の勧告が先にされている以上は、この期限までに実施することは難しいのではないかと考えております。

ただ、行政代執行に至るまでの勧告や改善命令につきましては、仮に本年12月1日に本件条例が改正、施行された時点で違反状態がまだ継続しているということになれば、当然、本件条例に基づく勧告等といった手続に入ることは可能です。

そのあと改善命令ということになり、その改善命令の中で、先ほど申し上げた環境審議会等の意見を聞くなどの厳格な手続のため相当の期間を要すると思います。

県の示されておられる令和4年12月11日には、本件条例の施行から約1年間あります。もちろん改善されなかった場合を前提としておりますけれども、その間に勧告や改善命令、その後に行行政代執行の手続に入るということになりますので、令和4年12月11日までに代執行ができるということにはならないのではないかと思います。もちろんこれは将来のことですので、断定的なお話は出来ませんが、見込みとしては、違反状態があればこれまでどおり、本件条例に基づく勧告や改善命令を先に行い、それから代執行の手続きを進めていくというようなことになろうかと思います。

森本議長 : 法務専門委員から何度も厳格に運用すると御説明をいただきました。また、法令等で定める規制基準に適合していないというのが第1要件であるということでしたが、今考えられる規制基準というのは何が適用されるのか、少し御説明をお願いしたい。

企画総務部 : 「法令等で定める規制基準に適合しない」でいう法令等についてどういったものが法令に当たるかということに関しては、基本的に法令等については条文上、限定されておられません。

御存じのとおり、本件環境保全条例の第29条のところに、指定家畜飼養施設の届出という項がありまして、その第3項に「市長は、第1項の届出書の内容が法令等で定める規制基準のすべてに適合しているものと認めるときは、当該届出を受理しなければならない」と定めています。つまり、これを反対に解釈すると、法令等で定めている規制基準の全てに適合しなければ受理はしてはいけません。つまり、法令等で定める規制基準に適合するようにしてくださいということになります。

ただ、ここで全ての法令に広げてもいいのかという問題があります。例えば生活環境に全く関係がないような法令違反の場合に、この条文を適用するかという場合につきましては、本件条例の趣旨目的を見ていただければ、第1条に「市民が健康で文化的な生活を営むことのできる快適な環境を確保するため、生活環境の破壊を防止するとともに、良好な景観を創造することにより、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする」と書いてあります。要は市民の生活環境とか良好な景観とか市民の福祉に資することがこの環境保全条例の目的となっておりますので、当然この本件条例の違反に基づいて行政処分をするという場合には、このような市民の健康で文化

的な生活、快適な環境、良好な景観、市民の福祉といった趣旨・目的等に反するような法令違反がある場合に、本件環境保全条例の「法令等で定める規制基準に適用に適合していない」ものと考えております。例えば、仮に農地法の違反があったとしますと、そもそも農地法の趣旨目的は農地全般の保全にあります。ただ、農地法の中で農地の権利移転や転用の場合には地域の代表者の同意書を添付しなさいとか、生活環境に配慮しないといけないという文言も入っておりますので、そういった法令のそれぞれの趣旨目的やその内容から見て、先ほど申し上げた環境保全条例の趣旨目的と合致するような部分があるのであれば、それは本件条例の定める法令等に適合しているかどうかの対象となる法律になると考えております。

森本議長

：この環境保全条例の中には、第 16 条の 4 の除去の代行という項目があります。一つの条例に趣旨が同じ様な除去の代行と代執行という内容が二つ入ることは条例として問題はないのでしょうか。除去の代行と行政代執行という新たに追加する項目との意味の違い、またそれが有効であるのかを御説明いただきたい。

企画総務部

：環境保全条例の第 16 条の 4 を見ていただくと「前条の命令を受けた」と書いてありまして、この命令というのは第 16 条の 2 の命令になり、そこでは「市長は、当該所有者等が第 11 条及び第 12 条に規定する管理義務を怠り、前条の規定による指導又は勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる」としています。第 16 条の 2 に違反している場合には、この除去の代行ができ、どういった場合に行えるかということ、土地等の管理義務が第 11 条に定められており、第 12 条では資材置場の管理義務について定められております。

これについては、先ほどの上田副委員長から質問のあった空き家の条例の話とも関連するんですが、第 11 条は土地に雑草、木、不法投棄、廃棄物が投棄されているようなときに、それを除去することが出来るという条例内容です。

第 12 条は資材置場で管理する資材、廃材、土砂を飛散させ、流出させ、脱落させ、また堆積させて、付近住民の生活環境を害しないように、資材、廃材とかが、例えば家のほうにはみ出してきている、道に木とか廃材が出てきていて危ないというときに除去しますという条文内容となっています。

今回の指定家畜飼養施設の撤去というのは、あくまでその営業されている事業所の指定家畜飼養施設を撤去するという意味です。雑草、廃材、資材、道に倒れている木とかを除去するのはその対象

が違い、事業者が被る不利益の程度も全く違うということになります。この16条の2の条文を引用して、施設を除去するとなると、当初の回答に戻りますが、事業者に対する不利益の影響が大きいということ、撤去や除去などの対象が全く異なるため、事業者に対する不利益の影響が全く異なります。そこで、指定家畜飼養施設の撤去命令等については厳格な手続を新たに設けるべきであるという観点から、同じ条例ですが、節が違う第2節のところに指定家畜飼養施設に限定して、今回の撤去の条文を一部改正という形で提案させていただいたということです。したがって、同じ条例の中であっても説明させていただいたようにその対象物等が違いますので、条文として第16条の4があることで、今回の改正条文が無効、無意味ということにはならないと考えております。

逆に言いますと、16条の4を引用してしまうと「市長は、前条の命令を受けた所有者等が履行期限を経過しても当該命令に係る管理不全の状態を除去しない場合において、所有者等の履行を確保することが困難であり、かつ、放置することが著しく周辺住民の生活環境を阻害すると認めるときは、当該所有者等に代わり必要な措置を講ずることができる」ということで、法令違反の前提もなければ、第三者である環境審議会の意見を聞くこともなくできるということになっておりますので、安易と言ったら言葉が違いかもしれませんが、厳格な手続を経ない点で事業者にとって不利益が大きいという側面から、この条文を使うことは妥当ではないと判断しております。

向井委員長 : 環境審議会の役割というのがすごく大きいのではないかと思います。今年度新しく委員になられた一般市民の方もいらっしゃるかと思います。審議会の現状とか、審議会の方がどういうふうに考えていらっしゃるのか教えてください。

環境みらい部 : 環境審議会につきましては、今年7月15日に第1回の環境審議会を開催させていただいております。委員さんにつきましては今年度から2年間の任期でお世話になるころでございます。その中で、ちょうどこの環境保全条例の一部改正のパブリックコメントの時期とも重なりましたので、その資料を添付させていただきまして、条例改正の内容またパブリックコメントでコメントが出来ますといったことを説明させていただきました。また、この環境審議会でこういった事例がある場合には御意見を頂戴することになりますということをお説明させていただいております。御出席の皆様からは、そういうことをしていかないといけないなという御理解をいただいております。

ります。ただ、委員さんからは、なかなか踏み込んだ条例だという
ような御意見をいただいたりとか、あと個人、個人の委員の意見の
公表になるのかという御心配をされている御意見もいただいております。
ですから御意見を頂戴する際には、十分にこちら側から資料
も提出をしなければいけないというふうにも考えておりますし、委
員さんから御意見の出していただきやすい形も考えていきながら、
審議会をさせていただきたいと考えております。

向井委員長 : 来年 12 月の農地法による県の処分を待って、今回の代執行のことも
考えていくというようなお考えでしたが、その辺の関係については、
どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

企画総務部 : 兵庫県が所管されている今回の勧告は農地法による勧告ということ
になります。この農地法の趣旨目的は農地の保全が主になっており
まして、その中で先ほど申しましたように農地の移転や転用にあつ
ては、生活環境にも配慮しないといけないということで、地域住民
の代表者の同意を求める同意書を添付してくださいという形になつ
ておりますので、全く関係ないわけではありません。しかしながら、
今般の環境保全条例につきましては、指定家畜飼養施設の節に置いて
おりますので、撤去等の対象としては、指定家畜飼養施設に限定
したものとなっておりますので、農地全般に対する農地法と、指定
家畜飼養施設に限定して撤去する本件環境保全条例の一部改正、あ
とは最終的な処分がどこまで重なるかは別として、法的な面からは
法令の主たる趣旨・目的、撤去の要件や対象が違うということから
二重の処分にはならないと考えております。県の所管している農地
法と、丹波篠山市が所管している環境保全条例とはまた異なる趣旨
目的で実施するということになりますので、その点は、同じ処分、
重なる処分ということにはならないと思います。ただし、先ほど申
しましたように県が原状回復命令をするかどうかというところで、
県の命令前の勧告にも一応期限を設けておりますので、別の法律に
なりますから、法的にその県の期限を絶対に待たないといけないと
いうものではないと考えますが、県が事業者と調整した上で、勧告
において期限を設けて鶏舎の移転を待つということなので、本市と
してもそこは県と歩調を合わせるという形で令和 4 年 12 月 11 日
というのは一つの基準となろうかと考えております。

日程 3 議員間協議

向井委員長 : 本日の案件についての質疑はすべて終了しましたので、議員協議を行いま

す。議員間で議論・確認等をすればよいことがあれば、ご発言願います。

－ 意見等なし －

日程 4 議員間討議

議案第 48 号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例

－ 意見等なし －

議案第 49 号 丹波篠山市環境保全条例の一部を改正する条例

－ 意見等なし －

■表決

議案第 48 号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例

－ 全員賛成、可決 －

議案第 49 号 丹波篠山市環境保全条例の一部を改正する条例

－ 全員賛成、可決 －

向井委員長 : 以上で、本日の審査はすべて終了しました。議案審査に係る審査報告については、一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

向井委員長 : 異議なしと認めます。それでは、本日の執行部との質疑応答及び意向確認をふまえたかたちで、審査報告を行いたいと思います。

上田副委員長 挨拶

散会 15:45